



後半は
Q&A!!

成年後見人
保佐助人人
補Q & A

〔略語について〕

- ①成年後見人を「後見人」
- ②成年被後見人を「被後見人」
- ③成年後見監督人を「後見監督人」
とそれぞれ記載しています。



目 次

成 年 後 見 人

(項 目)	(ページ)
Q1 後見人の仕事と証明方法	51
後見人に選任されましたが、後見人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。	
Q2 裁判所との関係	52
後見人になったら、裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。	
後見人又は被後見人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。	
Q3 後見人の責任	53
後見人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。	
Q4 後見人の最初の仕事(初回報告)	54
後見人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。	
Q5 被後見人の収入・支出の計画	56
被後見人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければならないそうですが、どのようにすればよいのでしょうか。	
Q6 被後見人の収入・支出の管理	57
被後見人の収入・支出はどのように管理すればよいのでしょうか。どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。	

Q7 預貯金の管理の仕方

58

預貯金の預け方、管理の仕方で注意すべきことは何でしょうか。

Q8 被後見人の財産から支出できるもの

59

被後見人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

Q9 被後見人の財産の処分

61

被後見人の財産を処分したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

Q10 被後見人の居住用不動産の処分

62

被後見人の居住用不動産を処分（売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等）したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

Q11 後見事務報告について(定期報告)

63

裁判所への後見事務報告はどのようにすればよいでしょうか。

Q12 被後見人と利益が相反する場合

64

後見人は被後見人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

また、後見人が銀行からお金を借り入れるために被後見人の不動産に抵当権を設定したいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q13 後見人の報酬

65

後見人に報酬はないのでしょうか。

Q14 後見人の辞任

66

高齢や病気のため、後見人の仕事をすることが困難になった場合

は、どうすればよいのでしょうか。

Q15 後見終了時等にしなければならないこと

67

被後見人が死亡したときは、どうすればよいでしょうか。

保佐人

(項目)

(ページ)

Q16 保佐人の仕事と証明方法

68

保佐人に選任されましたが、保佐人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、保佐人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

Q17 裁判所との関係

70

保佐人になったら、裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

保佐人又は被保佐人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。

Q18 保佐人の責任

71

保佐人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

Q19 保佐人の最初の仕事(初回報告)(財産管理の代理権を付与されている場合)

71

財産管理についての代理権がある保佐人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。

Q20 保佐人の仕事の進め方(代理権については、付与されている場合)

72

同意権、代理権とは何ですか。また、保佐人が、被保佐人の行為に

同意したり、代理権を行使したりする場合には、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

Q21 被保佐人の収入・支出の計画(財産管理の代理権を付与されている場合)

75

被保佐人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければならないそうですが、どのようにすればよいのでしょうか。

Q22 被保佐人の収入・支出の管理(財産管理の代理権を付与されている場合)

75

被保佐人の財産管理で注意すべきことはどのようなことでしょうか。また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

Q23 預貯金の管理の仕方(財産管理の代理権を付与されている場合)

75

預貯金の取引について、代理権を付与されました。被保佐人の預貯金の管理については、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

Q24 被保佐人の財産から支出できるもの(財産管理の代理権を付与されている場合)

75

保佐人に財産管理や支出に関する代理権が付与されています。被保佐人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

Q25 被保佐人の財産の処分(財産管理の代理権を付与されている場合)

76

被保佐人の財産を処分する代理権が付与されています。被保佐人の財産を処分したいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q26 被保佐人の居住用不動産の処分(不動産処分の代理権を付与されている場合)

76

被保佐人の居住用不動産を処分する代理権が付与されています。被保佐人の居住用不動産を処分（売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当

権の設定等) したいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q27 保佐事務報告について(定期報告)

76

裁判所への保佐事務報告はどのようにしたらよいでしょうか。

Q28 被保佐人と利益が相反する場合(臨時保佐人の選任)

77

保佐人は被保佐人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

また、保佐人が銀行からお金を借り入れるために被保佐人の不動産に抵当権を設定したいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q29 保佐人の報酬

78

保佐人に報酬はないのでしょうか。

Q30 保佐人の辞任

78

高齢や病気のため、保佐人の仕事をすることが困難になった場合は、どうすればよいでしょうか。

Q31 保佐終了時等にしなければならないこと

78

被保佐人が死亡したときは、どうすればよいでしょうか。

補助人

(項目)

(ページ)

Q32 補助人の仕事と証明方法

79

補助人に選任されましたが、補助人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、補助人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

Q33 裁判所との関係

80

補助人になったら、裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

補助人又は被補助人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。

Q34 補助人の責任

81

補助人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

Q35 補助人の最初の仕事(初回報告)(財産管理の代理権を付与されている場合)

81

財産管理についての代理権がある補助人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。

Q36 補助人の仕事の進め方

82

同意権、代理権とは何ですか。また、補助人が、被補助人の行為に同意したり、代理権行使したりする場合には、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

Q37 被補助人の収入・支出の計画(財産管理の代理権を付与されている場合)

85

被補助人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければならないそうですが、どのようにすればよいのでしょうか。

Q38 被補助人の収入・支出の管理(財産管理の代理権を付与されている場合)

85

被補助人の財産管理で注意すべきことはどのようなことでしょうか。また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

Q39 預貯金の管理の仕方(財産管理の代理権を付与されている場合)

85

預貯金の取引について、代理権を付与されました。被補助人の預

貯金の管理については、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

Q40 被補助人の財産から支出できるもの(財産管理の代理権を付与されている場合) 85

補助人に財産管理や支出に関する代理権が付与されています。被補助人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

Q41 被補助人の財産の処分(財産管理の代理権を付与されている場合) 86

被補助人の財産を処分する代理権が付与されています。被補助人の財産を処分したいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q42 被補助人の居住用不動産の処分(不動産処分の代理権を付与されている場合) 86

被補助人の居住用不動産を処分する代理権が付与されています。被補助人の居住用不動産を処分（売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等）したいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q43 補助事務報告について(定期報告) 86

裁判所への補助事務報告は、どのようにしたらよいでしょうか。

Q44 被補助人と利益が相反する場合(臨時補助人の選任) 87

補助人は、被補助人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

また、補助人が銀行からお金を借り入れるために被補助人の不動産に抵当権を設定したいのですが、どうすればよいでしょうか。

Q45 補助人の報酬 88

補助人に報酬はないのでしょうか。

Q46 補助人の辞任

88

高齢や病気のため、補助人の仕事をすることが困難になった場合は、どうすればよいのでしょうか。

Q47 補助終了時等にしなければならないこと

88

被補助人が死亡したときは、どうすればよいでしょうか。

そ の 他

(項目)

(ページ)

Q48 後見等事務報告に懈怠又は問題があるとき

89

報告期限までに報告書の提出ができなかった場合や報告内容に問題がある可能性がある場合にはどうなりますか。

Q49 後見制度支援信託・後見制度支援預金について

90

後見制度支援信託とはどのような仕組みですか。また後見制度支援預金という仕組みもあると聞きましたが、どのような仕組みですか。

後見監督人を選任する手続についてのQ&A

92



Q1 後見人の仕事と証明方法

後見人に選任されましたが、後見人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

A 後見人は、「被後見人の治療・介護に関する契約の締結」や「被後見人の財産の管理」をし、行った職務の内容を裁判所又は後見監督人に報告します。後見人であることの証明は、東京法務局後見登録課又は全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課に申請し、登記事項証明書の交付を受けて、これを提示します(申請方法は2頁を参照してください。)。

認知症、知的障害、精神障害などの精神上の障害により判断能力を欠く方（被後見人）は、自分で治療や介護を受ける契約を結ぶことができませんし、自分の財産を適切に管理することができません。そのような状態を放っておくと、十分な治療や介護が受けられなくなったり、財産が失われてしまうおそれがあります。そこで、このような方に代わって治療や介護を受ける契約を締結したり、財産を管理する人が必要になります。この役割を果たすのが後見人です。

裁判所は、このような目的から、被後見人の生活や財産の状況、後見人候補者のこれまでの経歴、被後見人との関係（特に利害が対立するかどうか。）など、さまざまな事情を考慮し、被後見のために誠実にその職務を果たすことができるかどうかを判断して、後見人を選任しています。後見人とは、このように裁判所から選任され、裁判所と協力し合って、被後見のために働いていただく、被後見人にとってなくてはならない方です。

したがって、後見人は、被後見人の財産に関する法律行為について包括的に代理する権限を有し、これに対応して、被後見人の財産の全面的な管理権を有します。このような後見人の行うべき行為は被後見人の治療や介護など身上に関連する事項が多いので、後見人は、職務の遂行に当たっては、被後見人の心身の状態及び生活の状況に十分配慮しなければなりません。他方、後見人は、その職務の重大性から、重い責任も課せられています（Q3を参照してください。）。

Q2 裁判所との関係

後見人になったら、裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

後見人又は被後見人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。

A 後見人になると、まず、財産目録等を作成して、裁判所又は後見監督人に提出しなければなりません(Q4を参照してください。)。その後は、定期的に書面で報告していただきます。裁判所に出向いて説明するように求められることもあります。

また、後見人又は被後見人が転居したり、氏名が変わったりした場合は、裁判所に報告するとともに、東京法務局後見登録課に変更の登記申請をしなければなりません(申請方法は37頁を参照してください。)。

後見事務は、被後見人に適切な療養看護を受けさせ、その財産を適正に維持管理するために行われるもので、後見人と裁判所又は後見監督人が協力する必要があります。そのため、後見人は、必要に応じて、裁判所に対し連絡や相談をしていただくとともに、裁判所や裁判所から選任された後見監督人の監督を受けることになっています。これを後見監督といいます。具体的には、裁判所や後見監督人に対し、被後見人の治療や介護はどのようにされているか、その財産管理の現状はどのようになっているかなどを定期的に書面で報告していただきます。また、必要に応じて、口頭による説明を求められることもあります。そのため、後見人は、日ごろから、自分が行った職務の内容を記録にとどめるとともに、金銭を支出したことの裏付ける領収書等の資料を残すなどして、裁判所や後見監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります(Q4, Q6, Q11を参照してください。)。

Q3 後見人の責任

後見人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

A 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときには、裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって被後見人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

1 「不正な行為」、「著しい不行跡」及び「その他後見の任務に適しない事由」について

後見人の解任事由である「不正な行為」とは、違法な行為又は社会的に見て非難されるべき行為をいいます。例えば、後見人が被後見人の財産を横領する行為等がこれに当たります。「著しい不行跡」とは、品行がはなはだしく悪いことをいいます。また、「その他後見の任務に適しない事由」とは、後見人の権限を濫用したり、不適当な方法で財産を管理したり、任務を怠った場合をいいます。裁判所から後見事務の報告を求められたにもかかわらず、応じない場合も任務を怠った場合に該当します。

2 民事上の責任

後見人は、被後見人のため、十分な注意を払って、誠実にその職務を遂行する義務を負っていますので、故意又は過失によって被後見人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

3 刑事上の責任

後見人が被後見人の財産を横領した場合には、たとえ家族であったとしても業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

Q4 後見人の最初の仕事(初回報告)

後見人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。

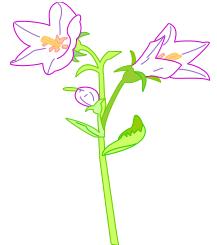
A 被後見人の財産(預貯金、現金、有価証券、不動産、保険、負債等)、収入(給料、年金等)、支出(施設費、税金等)としてどのようなものがあるかなどを調査し、年間の支出予定を立てた上で、財産目録及び年間収支予定表を作成して、指定された期間内に裁判所又は後見監督人に提出してください。なお、財産目録の提出が終わるまでは急を要する行為以外はしないようにしてください。財産目録提出前に行わなければならない事情がある場合には、事前に裁判所又は後見監督人に相談してください。

詳細については、3頁の＜初回報告について＞を参照してください。

- 1 後見人が被後見人の財産を適正に管理していくためには、まず最初に、被後見人の財産の内容を正確に把握しておくことが必要です。後見人に選任され、その効力が発生したら、速やかに、被後見人の財産の内容・収支状況を調査してください。
- 2 これまで後見人以外の方が被後見人の財産を事実上管理していたという場合には、その方から、速やかにその財産に関する通帳、証書、資料等の引継ぎを受けてください。
- 3 後見人に選任された方は、「財産目録」及び「年間収支予定表」に調査した結果を、預貯金は通帳等、不動産は全部事項証明書（登記簿謄本）、それぞれの資料に基づいて、正確に記入してください。
- 4 なお、後見監督人が選任されていて、後見人が被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負っている場合には、後見人は、その財産の調査に着手する前に債権又は債務があることを後見監督人に申し出なければならぬとされています（民法855条）。

後見監督人との関係について

営業や民法13条1項に定める行為については、後見監督人の同意がなければ、取消しの対象となります。しかし、本人に関する日常的かつ定期的な支出まで、その都度後見監督人の同意を得なければならないとすれば、お互いに大きな負担となります。このような場合は、あらかじめ後見監督人と相談し、適正な定期報告と引き換えに追認を得たことにするなど、取り決めておいたほうがよいと思われます。一方、重要な法律行為については、書面による後見監督人の同意を得るようしてください。



Q5 被後見人の収入・支出の計画

被後見人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければならないそうですが、どのようにすればよいのでしょうか。

A 年間の収入と支出の見込みを明らかにしてこれを対比し、被後見人が適切な療養看護を受けることができるよう、中長期的展望に立って、できるだけ被後見人の利益になるように計画を立ててください。

後見人に選任されたら、まず被後見人の財産、負債、収入と支出を把握してください（Q4を参照してください。）。その上で、年金などの決まった収入、医療費や税金などの決まった支出を計上し、年間の計画を立ててください。収入の範囲内で療養看護費がまかなえるのか、又は収入より支出が多いため預貯金の取崩し等を考えなければならないのかを見極めてください。

「年間収支予定表」（3頁の〈初回報告について〉を参照して下さい。）を作成する場合には、まずお手元に年金額通知書や給与明細書、税金の納付書などを置いて、「1 本人の収入」、「2 本人の支出」の欄の各項目にしたがって、金額を記入してください。収入の合計欄と支出の合計欄を見比べてみると、収支が黒字になるのか赤字になるのかについてのおおよその見当がつきます。赤字が予想される場合は、対処方針等も記載してください。

Q6 被後見人の収入・支出の管理

被後見人の収入・支出はどのように管理すればよいのでしょうか。どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

A 被後見人の収入・支出を、他人(後見人・親族等)のそれと区別して管理してください。収入・支出はできる限り預貯金通帳に反映させるようにし、現金で管理している部分については、現金出納帳をつけるようにしてください。また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等を残しておいてください。

- 1 後見人に選任された方が、被後見人の親族である場合もありますが、後見人となった以上、被後見人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持っていただく必要があります。後見人や第三者の財産と被後見人のそれを混同しないようにしてください。ある財産が被後見人のものか後見人のものか明らかでないというときには、後見人の勝手な判断で、被後見人名義の財産を後見人名義に変更したりせず、その財産の管理方法について、裁判所に相談してください。
- 2 収支については、なるべく預貯金通帳で管理することをおすすめします。口座振込みなどをできる限り利用し、収入と支出を預貯金通帳に反映するように心がけてください。その上で現金で管理している部分については、現金出納帳をつけてください（現金による管理額は50万円を超えないよう、ご注意ください。）。記載例については、「33頁の<現金出納帳について>」を参照してください。
- 3 現金出納帳は、必要に応じて裁判所に提示していただくことがあります。また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等も提示していただくことがありますので、保管しておいてください（Q11を参照してください。）。

Q7 預貯金の管理の仕方

預貯金の預け方、管理の仕方で注意すべきことは何でしょうか。

A 安全確実な種類の預貯金とし、預貯金の名義は被後見人名義か又は「甲山太郎（被後見人名）成年後見人乙山花子（後見人名）」という名義にしてください。

1 被後見人の財産管理は安全確実であることが基本です。後見人の判断で、元本保証のない投機的な運用（株式購入、投資信託、外貨預金など）を行うことは避けてください。現金は盗難や紛失のおそれがあるので、50万円を超える現金を保有することは避け、必ず預貯金で保管するようしてください。

2 定期的な収入・支出については、なるべく一つの口座で入金や自動引落しがされるようにしておくと、定期的な収支が一通の通帳によって把握できて便利です。預貯金の口座が多数にわたっていたり、預け替えが頻繁であったりすると、預貯金を管理していく上で、どうしても過誤が多くなります。また、後見事務報告の際、全預貯金の口座及びその残高を書面に記載していただいたり、全預貯金の通帳の写しを提出していただいたりする必要があります（12頁の<定期報告について>を参照してください。）ので、預貯金の口座が多数ありますと、資料作成に多大な労力を要することになります。

3 預貯金の名義は、後見人個人や第三者の名義にせず、以下の名義にしてください。

・ 被後見人の名義

・「甲山太郎 成年後見人乙山花子」名義

（被後見人名）

（後見人名）

（後見人が管理する被後見人の預貯金であることを明確にするため）

このような名義で口座を開設するためには、金融機関から以下の書類の提出を求められる場合があります。

・ 各金融機関で用意している届出書

・ 成年後見に関する「登記事項証明書」

なお、金融機関によってはこのほかに書類の提出を求められることがありますので、詳しいことは各金融機関にお問い合わせください。

— Q8 被後見人の財産から支出できるもの —

被後見人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

A 原則として、被後見人自身のための支出に限られます。そのため、被後見人の財産をその配偶者や子、孫などに贈与したり、貸し付けたりすることは、たとえ税法上の優遇措置があったとしても、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。ただし、被後見人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費については、適正な範囲内で支出できますし、被後見人が負っている債務の弁済金、後見人がその職務を遂行するために必要な経費は支出できます。

1 被後見人の生活費

まず、被後見人自身の食費、被服費、医療費等、被後見人自身の生活に必要な費用については、被後見人の財産から支出することができます。

ただし、被後見人の収入・資産等に照らして相当と認められる範囲内という制約があります。その時点では被後見人に十分な資産があると思われる場合でも、将来収入が減ったり、思いもかけない支出が必要になったりすることも考えられます。したがって、後見人としては、被後見人の財産の総額、今後の収入の見込み、支出の必要性、金額等を十分検討し、中長期的な展望に立って、その支出が相当かどうかを判断しなければなりません。

2 被後見人の被扶養者の生活費

被後見人に一定の収入や資産があり、収入がない配偶者や未成年の子がいる場合には、被後見人は、配偶者や子に対して扶養義務を負っていることになります。

そのため、配偶者や子の生活費について、適正な範囲内で被後見人の財産から支出することができます。適正な範囲の額については、上記の基準を参考にその必要性や相当性を判断してください。

3 被後見人の負っている債務の弁済

被後見人が第三者に対して債務を負っている場合には、後見人として当然被後見人の財産から弁済しなければなりません。

ただし、債務といつても、例えば被後見人が経済的に困っていた時期に身内から証書等も作らず受け取った金員など、贈与（もらったもの）なのか借入金（返すべきもの）なのか、法律的な趣旨があいまいなものもあります。

したがって、債務について証書等が残っていない場合は、被後見人が本当に債務を負っているかどうか十分確認する必要があります。そういった事情がある場合には、弁済する前に裁判所又は後見監督人に相談してください。

4 後見事務遂行のための経費

後見人がその職務を遂行するために必要な経費は、被後見人の財産から支出することができます。例えば、後見人が被後見人との面会や金融機関に行くための交通費、被後見人の財産の収支を記録するために必要な文房具、コピーマシン等がそれに当たります。ただし、これらについても、支出の必要性、被後見人の財産の総額等に照らして相当な範囲に限られます。したがって、例えば、交通費は、原則として電車やバスといった公共の交通機関の料金に限られ、高額なタクシーやレンタカーについては、特別の事情がない限り認められないことになりますから、注意してください。

5 その他

上記 1 から 4 まで以外であったとしても、被後見人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、親族や親しい友人の慶弔の際に支払う香典や祝儀等については、常識的な範囲内であれば被後見人の財産の中から支出して差し支えありません。ただし、被後見のために自宅を修理・改築したい、被後見人の送迎のために自動車を購入したいといった場合など、多額の支出が見込まれる場合は、裁判所又は後見監督人に相談してください。

Q9 被後見人の財産の処分

被後見人の財産を処分したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 被後見人の財産を処分する必要がある場合は、後見人の責任で、被後見人に損害を与えないよう、処分の必要性、他の安全な方法の有無、被後見人の財産の額などを検討して、必要最小限の範囲で行ってください。

後見人は被後見人の財産を適正に管理する必要がありますので、財産を処分することはあまり望ましいこととはいえません。

しかしながら、種々の理由で、被後見人の財産を処分する必要が生じることもあるでしょう。その場合は、後見人が、被後見人を代理して、被後見人の財産を処分することができます。後見人は、自己の責任において被後見人の財産を処分しますが、処分に当たっては、その必要性、より安全な他の方法の有無、被後見人の現在の財産額などを考慮して、被後見人に損害を与えないように注意する必要があります。万が一被後見人に損害が生じた場合には、後見人に賠償責任が生じる可能性があります（Q3を参照してください。）。したがって、重要な財産を処分する場合は、事前に、裁判所又は後見監督人に相談してください。その場合、事情によっては、処分しようとしている財産や処分の内容等について、裁判所等に資料等を提出していただく場合もあります。

なお、被後見人の居住用不動産の処分については、裁判所の許可が必要ですので注意してください（Q10を参照してください。）。



Q10 被後見人の居住用不動産の処分

被後見人の居住用不動産を処分（売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等）したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 被後見人の居住用不動産を処分する必要がある場合は、事前に、裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをし、その許可を得る必要があります。

被後見人の居住用不動産とは、被後見人が所有権又は賃借権等を有する居住するための建物又はその敷地をいいます。これには、被後見人が現に住居として使用している場合に限らず、被後見人が現在は病院や施設に入所したりしているために居住していないが、将来居住する可能性がある場合、又は、過去に居住したことがある場合なども含みます。

精神上の障害を負っている被後見人にとって、居住環境が変われば、その心身や生活に重大な影響が生じることになります。そこで、これらの処分については、特に慎重を期すため、裁判所の事前の許可を得なければならぬとされています。したがって、このような場合、後見人は、裁判所に、居住用不動産の処分許可の申立てをしなければなりません。

「処分」には、売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定のほか、使用貸借、譲渡担保権・仮登記担保権の設定、取壊し等が含まれます。

なお、後見人が、裁判所の許可を得ないで被後見人の居住用不動産を処分した場合は、その処分行為は無効になります。



Q11 後見事務報告について(定期報告)

裁判所への後見事務報告はどのようにすればよいでしょうか。

A 每年定められた報告期限までに、後見人は自主的に、後見等事務報告書、財産目録及び資料を提出してください。裁判所から書類提出を依頼する連絡書面等は送付しませんので、十分ご注意ください（12頁の＜定期報告について＞を参照してください。）。なお、後見監督人が選任されている場合には、後見監督人の指示に従ってください。

1 後見監督（Q2を参照してください。）は、後見人に被後見人の生活状況と財産の管理状況を報告していただくことから始まります。

裁判所は提出された報告書の内容を検討し、問題がなければ監督は終了しますが、場合によっては、資料の追加提出を求めたり、裁判所までお越しいただくこともあります。

作成する書面、報告すべき内容及び添付資料については、12頁の＜定期報告について＞を参照してください。後見等事務報告書及び財産目録の書式は、後見サイトからダウンロードすることもできます。

(1) 後見等事務報告書

被後見人の生活状況及び財産状況等について、必要な裏付け資料を添付して報告していただきます。

(2) 財産目録

預貯金、現金、有価証券、不動産、保険契約等につき、その裏付け資料を添付して報告していただきます。

2 定期的・臨時的な収入についての資料、定期的・臨時的な支出についての領収書などの資料は、裁判所から提出を求められるときに備え、少なくとも次の報告時期までは、後見人において保存しておいてください。

Q12 被後見人と利益が相反する場合

後見人は被後見人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどうにすればよいでしょうか。

また、後見人が銀行からお金を借り入れるために被後見人の不動産に抵当権を設定したいのですが、どうすればよいでしょうか。

A いずれの場合も裁判所に「特別代理人選任」の申立てをしなければなりません。これにより選任された特別代理人が、代理行為を行います。ただし、すでに後見監督人が選任されている場合には、同人がこれを行いますので、特別代理人選任の申立てをする必要はありません。

後見人は被後見人の財産を管理するために、財産行為に関する包括的な代理権を与えられています。しかし、後見人と被後見人の利益が相反する行為の場合（後見人と被後見人との間で利害対立が生じる場合）には、公正な代理権の行使を期待することができないので、被後見人の利益を保護するため、その行為についてのみ裁判所の選任した特別代理人が代理権を行使しなければならないことになっています。ただし、後見監督人が選任されている場合には、同人がこれらの行為を行うこととされていますので、特別代理人は不要です。

上記質問にあるような、後見人と被後見人が共同相続人である場合の遺産分割や、後見人の債務を担保するために被後見人の不動産に抵当権を設定することは、後見人と被後見人の利益が相反する行為になりますから、特別代理人の選任が必要です。もっとも、特別代理人を選任しきさえすればどのような処分でも許されるというわけではありません。特別代理人は、例えば、遺産分割の場合は、被後見人の取得分が法定相続分を下回らないようにするなど、被後見人の利益を十分守るように行動していただきます。

手続としては、後見人（又は利害関係人）から裁判所に特別代理人の選任の審判を申し立てていただくことになります。裁判所は利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮して、被後見人と利益が相反せず、被後見人のため公正に代理権を行使できる方を特別代理人として選任します。

Q13 後見人の報酬

後見人に報酬はないのでしょうか。

A 申立てにより、裁判所の審判で、被後見人の財産から報酬を受け取ることができます。

後見人は、その事務の内容に応じて、被後見人の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、後見人から裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをしていただかなければなりません。裁判所は、後見人として働いた期間、被後見人の財産の額や内容、後見人の行った事務の内容などを考慮して、後見人に報酬を付与するのが相当かどうか、相當である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。したがって、後見等事務報告時、後見人辞任の時、後見終了の時など、一定の職務を行った後に請求していただくことになります。

後見人は、裁判所から報酬を付与する旨の審判がされた後、認められた額だけを被後見人の財産から受け取ることができます。したがって、後見人は、このような手続を経ずに自らの判断で被後見人の財産から報酬を受け取ることはできません。

Q14 後見人の辞任

高齢や病気のため、後見人の仕事をすることが困難になった場合は、どうすればよいのでしょうか。

A 正当な事由がある場合は、裁判所の許可を得て後見人を辞任することができます。

後見人は被後見人の保護のため、裁判所から適任者と認められて選任されたわけですから、自由に辞任できることにすると、被後見人の利益を害するおそれがあります。そこで、後見人は、正当な事由がある場合に限り、裁判所の許可を得て、辞任することができるとされています。

「正当な事由」があると認められる例としては、後見人の職業上の必要から遠隔地に転居しなければならなくなったりした場合や、高齢や病気などの理由により後見人としての職務の遂行に支障が生じた場合などが考えられます。

また、後見人が辞任した場合には、ほかに後見人がいる場合を除いて、速やかに次の後見人を選ばなければなりません。そこで、辞任の申立てをした後見人は、遅滞なく後見人選任の申立てをしなければならないとされています。被後見人の保護に支障が生じないよう、辞任許可の申立てと一緒に後見人選任の申立てをしてください。

なお、後見人が破産手続開始の決定を受けたり、後見人、後見人の配偶者（妻・夫）、後見人の直系親族（父母・子・祖父母・孫など）が被後見人に対して訴訟を起こしたりした場合には、後見人を務めることができなくなりますので、必ず裁判所に連絡してください。

Q15 後見終了時等にしなければならないこと

被後見人が死亡したときは、どうすればよいでしょうか。

A 被後見人が死亡した場合には、被後見人死亡の事実を裁判所に報告し、2か月以内に管理の計算をして、被後見人の相続人に対し、管理財産を引き継がなければなりません。作成する書面、報告すべき内容及び添付資料については、38頁の＜本人死亡時の裁判所等への報告について＞を参照してください。

Q16 保佐人の仕事と証明方法

保佐人に選任されたが、保佐人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、保佐人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

A 保佐人は、被保佐人の意思を尊重しながら、同意権や取消権行使し、又は与えられた代理権の範囲内で、被保佐人の生活、療養看護及び財産に関する事務を行うことになります。保佐人であることの証明は、東京法務局後見登録課又は全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課に申請し、登記事項証明書の交付を受けて、これを提示します(申請方法は2頁を参照してください。)。

保佐人は、精神上の障害により判断能力が著しく不十分になり、重要な行為をする時は常に援助が必要である方(被保佐人)の援助をします。実際には、被保佐人が自分でできることは自分で行いますが、重要な行為については、保佐人が被保佐人の意思を尊重し、その心身の状態や生活状況に配慮して、被保佐人がしようとするに同意して確定的に有効なものとします。この重要な行為というものは、民法13条1項各号に定められている行為と、裁判所で特に定めた行為のことです。

保佐人となられた方は、同意権と代理権の意味や、具体的にどのような行為に同意権が法定され、またどのような行為に代理権が付与されているのかをよく理解し、被保佐人の意思を十分に尊重する一方、被保佐人の利益にならない行為に対しては同意を与えないようにしたり、定められている代理権を適正に行使するといったことが要求されます。そのため、その仕事の遂行に当たっては、保佐の制度と自分に与えられた保佐人としての仕事の重要性とその内容の十分な理解が不可欠となります。

なお、被保佐人が保佐人の同意を得ないで、契約などを行ってしまうことがあります。そのような場合、保佐人は、その行為が被保佐人にとって不利益であればこれを取り消し、不利益でないと考えられる場合にはこれを追認したりします。

また、保佐人が裁判所の審判で代理権を与えられている場合には、その代理権の範囲で、被保佐人の代わりに法律行為をします。

※ 民法13条1項各号の行為は、以下のとおりです。

1号 元本を領収し、又は利用すること

2号 借財又は保証をすること

3号 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をす

ること

- 4号 訴訟行為をすること
- 5号 贈与、和解又は仲裁合意をすること
- 6号 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
- 7号 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること
- 8号 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- 9号 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借をすること

なお、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、保佐人の同意を要しないものとされています。

Q17 裁判所との関係

保佐人になったら、裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

保佐人又は被保佐人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。

A 保佐人になると、財産管理に関する代理権を付与されている場合は、財産目録等を作成して裁判所又は保佐監督人に提出しなければなりません。その後は、定期的に書面で報告していただきます。裁判所に出向いて説明するように求められることもあります。

また、保佐人又は被保佐人が転居したり、氏名が変わったりした場合は、裁判所に報告するとともに、東京法務局後見登録課に変更の登記申請をしなければなりません(申請方法は37頁を参照してください。)。

保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重しつつ、その心身の状態及び生活状況に配慮しなければなりません。

保佐人の職務は、被保佐人のために同意権や取消権を行使すること、また、審判により定められた範囲で代理権を行使することであり、被保佐人の生活や財産に大きな影響を及ぼします。そのため、保佐人は、必要に応じて、裁判所に対し連絡や相談をしていただくとともに、裁判所や裁判所から選任された保佐監督人の監督を受けることになっています。これを保佐監督といいます。なお、具体的に付与された代理権は、保佐開始時の審判書に記載されます。

具体的には、裁判所や保佐監督人に対し、被保佐人の治療や介護はどのようにされているか、その財産管理の現状はどのようになっているかなどを、権限の範囲で、定期的に書面で報告していただきます。また、必要に応じて、口頭による説明を求められることもあります。そのため、保佐人は、日ごろから、自分が行った職務の内容を記録にとどめるとともに、財産管理の代理権を付与された場合には、金銭を支出したことの裏付ける資料等を残すなどして、裁判所や保佐監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります。

Q18 保佐人の責任

保佐人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

⇒**Q3**を参照してください。ただし、**Q3**中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q19 保佐人の最初の仕事(初回報告)

財産管理についての代理権がある保佐人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

A まず、保佐人にどのような財産管理の代理権が付与されたかを確認してください。その上で、その代理権の範囲内で、被保佐人の財産(預貯金、現金、有価証券、不動産、保険、負債等)、収入(給料、年金等)、支出(施設費、税金等)としてどのようなものがあるかなどを調査し年間の收支予定を立てた上で、財産目録及び年間收支予定表を作成して、指定された期間内に裁判所又は保佐監督人に提出してください。なお、被保佐人の財産管理については、財産目録の提出が終わるまでは急を要する行為以外はしないようにしてください。財産目録提出前に行わなければならない事情がある場合には、事前に裁判所又は保佐監督人に相談してください。

詳細については、3頁の<初回報告について>を参照してください。

- 1 まず審判書でどのような財産管理の代理権が付与されたかを確認してください。保佐人は、審判で定められた代理権の範囲内で、被保佐人の資産を管理していくことになりますので、御留意ください。
- 2 次に保佐人が被保佐人の財産を適正に管理していくためには、付与された代理権の範囲内で、被保佐人の財産の内容を正確に把握しておくことが必要です。
- 3 これまで保佐人以外の方が被保佐人の財産を事実上管理していたという場合には、その方から速やかに被保佐人の通帳、証書、資料等の引き継ぎを受けてください。
- 4 財産管理の代理権が付与された保佐人は、「財産目録」及び「年間收支予定表」に調査した結果を、預貯金は通帳等、不動産は全部事項証明書(登記簿謄本)、それぞれの資料に基づいて、正確に記入してください。

Q20 保佐人の仕事の進め方

同意権、代理権とは何ですか。また、保佐人が、被保佐人の行為に同意したり、代理権を行使したりする場合には、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

代理権については、付与されている場合

A 保佐人は、被保佐人が行おうとする行為について、その必要性や意向を聴取し、同意をするか、しないかの判断をします。なお、保佐人の同意がないままで被保佐人がした行為については、取消しをするか、追認をするかを判断します。

保佐人が行使する代理権は、申立てにより審判で定められます。保佐人としてできることは、審判によって付与された代理権の範囲に限定されます。また、審判で付与された代理権がある行為については、被保佐人に代わってこれを行います。

これらを行う際、保佐人は、被保佐人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活状況に十分配慮してください。

1 同意権について

(1) 同意権とは

被保佐人は、民法13条1項各号に定められている行為(Q16参照)と、裁判所で特に定めた行為を行う時、あらかじめ保佐人の同意を得る必要があります。この時、被保佐人がしようとする行為について、保佐人が同意するかどうかの判断をする権限を同意権といいます。

(2) 同意権の行使の仕方

被保佐人の行為に同意する場合には、契約書等に被保佐人が署名押印した後に、「上記行為（又は契約）に同意します。」などと記し、「被保佐人〇〇〇〇保佐人」として保佐人が署名押印します。

被保佐人が保佐人の同意を得ないで民法13条1項各号に定められている行為や裁判所で特に定めた行為をした場合には、保佐人はこれを取り消すことができますし、取り消さずに追認をする（この場合は取消権がなくなります。）こともできます。

取消権の行使は、保佐人から相手方に対する意思表示により行います。少なくとも、法律行為（契約など）を特定し、それを取り消す旨

を表示することが必要です。例えば、「被保佐人〇〇と貴殿とが（△△年△△月△△日に）した□□の売買契約を取り消す。」で足りますが、加えて問題の解決方法（精算のための示談を望むとか民事訴訟を提起するなど）を示すこともあります。なお、口頭でも取消しの効力は生じますが、争われたときの証拠として内容証明郵便で通知しておくことが望ましいでしょう。

また、契約等の相手方から、被保佐人の行為を取り消すか追認するかの確答を求められた場合、以下のとおり、その行為を追認するか取り消すかいずれかに確定させることができます。

ア 相手方が、保佐人に対し、1か月以上の期間を定めて追認するかどうかの確答を求めた場合に、保佐人が確答しなければ、追認したものとみなされます（民法20条2項）。よって、契約は有効になります。

イ 相手方が、被保佐人に対し、1か月以上の期間を定めて保佐人の追認を得るように求めた場合に、被保佐人がその期間内に追認を得たとの通知をしなかったときは、取り消したものとみなされます（民法20条4項）。よって、契約は初めから無効であったことになります。

ただ、被保佐人が詐術を用いて契約などの法律行為をしたときは、その法律行為を取り消すことはできません（民法21条）。詐術とは、行為能力を制限されていないと相手方に誤信させる行為です。

2 代理権について

保佐人が、審判で付与された特定の法律行為について、被保佐人に代わって法律行為を行うことのできる権限を代理権といいます。

保佐人が行う代理権は、申立てにより審判で付与されます。保佐人として代理できる行為は、審判によって定められた代理権の範囲に限定されます。したがって、保佐人に選任された人は、まず、審判書の謄本をよく読み、自分にどのような代理権が付与されているのか、よく確認してください。

3 代理権の追加・取消

新しい事柄について更に代理権が必要になった場合には、新たに審判が必要になります。したがって、保佐人に対する代理権の付与の申立てをしてください。裁判所は、被保佐人の意見を聴いた上で、追加の必要性等を考慮して審判することになります。

また、付与された代理権の必要がなくなったり、内容が特定の不動産の売却のようなものであった場合には、代理権の対象となった行為の終了に伴って代理権の付与の審判の取消しを申し立てることもできます。



Q21 被保佐人の収入・支出の計画

被保佐人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければならないそうですが、どのようにすればよいのでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q5を参照してください。ただし、Q5中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q22 被保佐人の収入・支出の管理

被保佐人の財産管理で注意すべきことはどのようなことでしょうか。また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q6を参照してください。ただし、Q6中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q23 預貯金の管理の仕方

預貯金の取引について、代理権を付与されました。被保佐人の預貯金の管理については、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q7を参照してください。ただし、Q7中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q24 被保佐人の財産から支出できるもの

保佐人に財産管理や支出に関する代理権が付与されています。被保佐人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q8を参照してください。ただし、Q8中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q25 被保佐人の財産の処分

被保佐人の財産を処分する代理権が付与されています。被保佐人の財産を処分したいのですが、どうすればよいでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q9を参照してください。ただし、Q9中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q26 被保佐人の居住用不動産の処分

被保佐人の居住用不動産を処分する代理権が付与されています。被保佐人の居住用不動産を処分（売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等）したいのですが、どうすればよいでしょうか。

不動産処分の代理権を付与されている場合

⇒Q10を参照してください。ただし、Q10中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q27 保佐事務報告について(定期報告)

裁判所への保佐事務報告はどのようにしたらよいでしょうか。

⇒Q11を参照してください。ただし、Q11中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。また、財産目録及び資料については、財産管理の代理権を付与されている場合に提出が必要となります。



Q28 被保佐人と利益が相反する場合(臨時保佐人の選任)

保佐人は被保佐人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどうにすればよいでしょうか。

また、保佐人が銀行からお金を借り入れるために被保佐人の不動産に抵当権を設定したいのですが、どうすればよいでしょうか。

A いずれの場合も、裁判所に「臨時保佐人選任」の申立てをしなければなりません。

これにより選任された臨時保佐人が、今回の同意権又は代理権を行使します。ただし、すでに保佐監督人が選任されている場合には、同人がこれを行いますので、臨時保佐人選任の申立てをする必要はありません。

保佐人は、民法13条1項各号に定める行為につき同意権があり、また、審判で定められた範囲で代理権があります。しかし、同意権、代理権がある場合、保佐人と被保佐人の利益が相反する行為の場合（保佐人と被保佐人の間で利害対立が生じる場合）には、公正な同意権、代理権の行使を期待できないと考えられます。そこで、保佐人はこれを行うことができず、被保佐人の利益を保護するため、その行為についてのみ裁判所の選任した臨時保佐人が同意権、代理権行使しなければならないことになっています。ただし、保佐監督人が選任されている場合には、同人がこれらの行為を行うこととされていますので、臨時保佐人は不要です。

上記質問にあるような、保佐人と被保佐人が共同相続人である場合の遺産分割や、保佐人の債務を担保するために被保佐人の不動産に抵当権を設定することは、保佐人と被保佐人の利益が相反する行為になりますから、臨時保佐人が必要です。

もっとも、臨時保佐人は選任されればどのような内容の行為でもできるというわけではなく、被保佐人の利益のために行動していただきます（例えば、遺産分割の場合は、被保佐人の取得分が法定相続分を下回らないようにするなど。）。

手続としては、保佐人（又は利害関係人）から裁判所に臨時保佐人の選任を求める審判を申し立てていただくことになります。裁判所は、利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮して、被保佐人と利益が相反せず、被保佐人のため公正に代理権行使できる方を臨時保佐人として選任します。

Q29 保佐人の報酬

保佐人に報酬はないのでしょうか。

⇒Q13を参照してください。ただし、Q13中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q30 保佐人の辞任

高齢や病気のため、保佐人の仕事をすることが困難になった場合は、どうすればよいでしょうか。

⇒Q14を参照してください。ただし、Q14中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q31 保佐終了時等にしなければならないこと

被保佐人が死亡したときは、どうすればよいでしょうか。

⇒Q15を参照してください。ただし、Q15中、「後見」とあるのを「保佐」と読み替えてください。

Q32 補助人の仕事と証明方法

補助人に選任されたが、補助人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、補助人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

A 補助人は、被補助人の意思を尊重しながら、付与された同意権・代理権の範囲内で、被補助人の生活、療養看護及び財産に関する事務を行うことになります。補助人であることの証明は、東京法務局後見登録課又は全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課に申請し、登記事項証明書の交付を受けて、これを提示します（申請方法は2頁を参照してください）。

補助人は、精神上の障害により判断能力が不十分になり、重要な財産行為等をするには援助が必要な場合がある方（被補助人）の援助をします。実際には、被補助人が自分でできることは自分で行いますが、申立てにより裁判所が定めた行為については、補助人が同意したり、代理権行使したりします。

補助人となられた方は、同意権と代理権の意味や自分にどのような行為について同意権や代理権が付与されているのかをよく理解し、被補助人の意思を十分に尊重する一方、被補助人の利益にならない行為に対しては同意を与えないようにしたり、付与されている代理権を適正に行使するといったことが要求されます。そのため、その仕事の遂行に当たっては、補助の制度と自分に与えられた補助人としての仕事の重要性とその内容の十分な理解が不可欠となります。

なお、裁判所の審判により同意を要すると定められた法律行為について、被補助人が補助人の同意を得ないで、契約などを行ってしまうことがあります。そのような場合、補助人は、その行為が被補助人にとって不利益であればこれを取り消し、不利益でないと考えられる場合にはこれを追認します。

また、補助人が裁判所の審判で代理権を付与されている場合には、その代理権の範囲で、被補助人の代わりに法律行為をします。

Q33 裁判所との関係

補助人になったら、裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

補助人又は被補助人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。

A 補助人になると、財産管理に関する代理権が付与されている場合は、財産目録等を作成して裁判所又は補助監督人に提出しなければなりません。その後は、定期的に書面で報告していただきます。裁判所に出向いて説明するように求められることもあります。

補助人又は被補助人が転居したり、氏名が変わったりした場合は、裁判所に報告するとともに、東京法務局後見登録課に変更の登記申請をしなければなりません(申請方法は37頁を参照してください。)。

補助人は、補助の事務を行うに当たっては、被補助人の意思を尊重しつつ、その心身の状態や生活状況に配慮しなければなりません。

補助人の職務は、被補助人のために、審判により付与された同意権や代理権を行使することであり、被補助人の生活や財産に大きな影響を及ぼします。そのため、補助人は、必要に応じて、裁判所に対し連絡や相談をしていただくとともに、裁判所や裁判所から選任された補助監督人の監督を受けることになっています。これを補助監督といいます。なお、具体的に付与された同意権や代理権は、補助開始時の審判書に記載されます。

具体的には、裁判所や補助監督人に対し、被補助人の治療や介護はどのようにされているか、その財産管理の現状はどのようになっているかなど、権限の範囲で、定期的に書面で報告していただきます。また、必要に応じて、口頭による説明を求められることもあります。そのため、補助人は、日ごろから、自分が行った職務の内容を記録にとどめるとともに、財産管理の代理権を付与された場合には、金銭を支出したことの裏付ける資料等を残すなどして、裁判所や補助監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります。

Q34 補助人の責任

補助人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

⇒Q3を参照してください。ただし、Q3中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q35 補助人の最初の仕事(初回報告)

財産管理についての代理権がある補助人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q19を参照してください。ただし、Q19中、「保佐」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q36 補助人の仕事の進め方

同意権、代理権とは何ですか。また、補助人が、被補助人の行為に同意したり、代理権を行使したりする場合には、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

A 補助人が行う同意権や代理権は、申立てにより審判で定められます。補助人としてできることは、審判で付与された同意権・代理権の範囲に限定されます。補助人は、被補助人が行おうとする行為について、その必要性や意向を聴取し、同意をするかしないかの判断をします。なお、補助人の同意がないままで被補助人がした行為については、取消しをするか、追認をするかを判断します。また、審判で付与された代理権がある行為については、被補助人に代わってこれを行います。

これらを行う際、補助人は、被補助人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活状況に十分配慮してください。

1 同意権について

(1) 同意権とは

被補助人は、補助人の同意を要すると裁判所で定めた行為を行う時、あらかじめ補助人の同意を得る必要があります。この時、被補助人がしようとする行為について、補助人が同意するかどうかの判断をする権限を同意権といいます。

(2) 同意権の行使の仕方

被補助人の行為に同意する場合には、契約書等に被補助人が署名押印した後に、「上記行為(又は契約)に同意します。」などと記し、「被補助人〇〇〇〇補助人」として補助人が署名押印します。

被補助人が補助人の同意を得ないで補助人の同意を要すると定められた行為をした場合には、補助人はこれを取り消すことができますし、取り消さずに追認をする（この場合は取消権がなくなります。）こともできます。

取消権の行使は、補助人から相手方に対する意思表示により行いま

す。少なくとも、法律行為（契約など）を特定し、それを取り消す旨を表示することが必要です。例えば、「被補助人〇〇と貴殿とが（△△年△△月△△日に）した□□の売買契約を取り消す。」で足りますが、加えて問題の解決方法（精算のための示談を望むとか民事訴訟を提起するなど）を示すこともあります。なお、口頭でも取消しの効力は生じますが、争われたときの証拠として内容証明郵便で通知しておくことが望ましいでしょう。

また、契約等の相手方から、被補助人の行為を取り消すか追認するかの確答を求められた場合、以下のとおり、その行為を追認するか取り消すかいずれかに確定させることができます。

ア 相手方が、補助人に対し、1か月以上の期間を定めて追認するかどうかの確答を求めた場合に、補助人が確答しなければ、追認したものとみなされます（民法20条2項）。よって、契約は有効になります。

イ 相手方が、被補助人に対し、1か月以上の期間を定めて補助人の追認を得るように求めた場合に、被補助人がその期間内に追認を得たとの通知をしなかったときは、取り消したものとみなされます（民法20条4項）。よって、契約は初めから無効であったことになります。

ただ、被補助人が詐術を用いて契約などの法律行為をしたときは、その法律行為を取り消すことはできません（民法21条）。詐術とは、行為能力を制限されていないと相手方に誤信させる行為です。

2 代理権について

補助人が、審判で付与された特定の法律行為について、被補助人に代わって法律行為を行うことのできる権限を代理権といいます。

補助人が行う代理権は、申立てにより審判で付与されます。補助人として代理できる行為は、審判によって付与された代理権の範囲に限定されます。したがって、補助人に選任された人は、まず、審判書の謄本をよく読み、自分にどのような代理権が付与されているのか、よく確認し

てください。

3 同意権、代理権の追加・取消

新しい事柄について更に同意権や代理権が必要になった場合には、新たに審判が必要になります。したがって、補助人の同意を要する行為の定めの申立て、補助人に対する代理権の付与の申立てをしてください。裁判所は、被補助人の意見を聴いた上で、追加の必要性等を考慮して審判することになります。

補助人には、審判で定められた事項についてのみの同意権や代理権しか付与されていませんので、例えば遺産分割手続を行う代理権のみを有している補助人について、対象となった遺産分割手続が完了してしまったり、被補助人が同意を要する行為を行う可能性がなくなってしまうなど、これ以上補助人として代理権を行使したり、被補助人の法律行為に同意したりすることがなくなってしまう場合があります。

このように審判に定められた同意を要する行為や代理権を有する行為がすべて終わってしまったときは、そのままの状態を放置することなく、速やかに裁判所に対し、付与された同意権、代理権の取消しの審判を申し立ててください。申立てが認められ、補助人に与えられていた同意権、代理権のすべてが取り消された場合には、裁判所は職権で補助開始の審判を取り消すこととなり、これによって補助人としての職務も終了することになります。終了時には、裁判所に対して終了報告をしていただくことになります。この場合、補助開始の登記の抹消は裁判所が行うこととなります。

Q37 被補助人の収入・支出の計画

被補助人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければならないそうですが、どのようにすればよいのでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q5を参照してください。ただし、Q5中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q38 被補助人の収入・支出の管理

被補助人の財産管理で注意すべきことはどのようなことでしょうか。
また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q6を参照してください。ただし、Q6中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q39 預貯金の管理の仕方

預貯金の取引について、代理権を付与されました。被補助人の預貯金の管理については、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q7を参照してください。ただし、Q7中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q40 被補助人の財産から支出できるもの

補助人に財産管理や支出に関する代理権が付与されています。被補助人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒Q8を参照してください。ただし、Q8中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q41 被補助人の財産の処分

被補助人の財産を処分する代理権が付与されています。被補助人の財産を処分したいのですが、どうすればよいでしょうか。

財産管理の代理権を付与されている場合

⇒**Q9**を参照してください。ただし、**Q9**中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q42 被補助人の居住用不動産の処分

被補助人の居住用不動産を処分する代理権が付与されています。被補助人の居住用不動産を処分（売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等）したいのですが、どうすればよいでしょうか。

不動産処分の代理権を付与されている場合

⇒**Q10**を参照してください。ただし、**Q10**中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q43 補助事務報告について(定期報告)

裁判所への補助事務報告は、どのようにしたらよいでしょうか。

⇒**Q11**を参照してください。ただし、**Q11**中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。また、財産目録及び資料については、財産管理の代理権を付与されている場合に提出が必要となります。

Q44 被補助人と利益が相反する場合(臨時補助人の選任)

補助人は被補助人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどうにすればよいでしょうか。

また、補助人が銀行からお金を借り入れるために被補助人の不動産に抵当権を設定したいのですが、どうすればよいでしょうか。

A 補助人に遺産分割協議・抵当権設定についての同意権あるいは代理権が付与されているときは、裁判所に「臨時補助人選任」の申立てをしなければなりません。これにより選任された臨時補助人が、今回の同意権又は代理権を行使します。ただし、すでに補助監督人が選任されている場合には、同人がこれを行いますので、臨時補助人選任の申立てをする必要はありません。

補助人は、審判で付与された範囲で財産行為に関する同意権、代理権があります。しかし、同意権、代理権があっても、補助人と被補助人の利益が相反する行為の場合（補助人と被補助人との間で利害対立が生じる場合）には、公正な同意権、代理権の行使を期待できないと考えられます。そこで、補助人はこれを行うことができず、被補助人の利益を保護するため、その行為についてのみ裁判所の選任した臨時補助人が同意権、代理権を行使しなければならないことになっています。ただし、補助監督人が選任されている場合には、同人がこれらの行為を行うこととされていますので、臨時補助人は不要です。

上記質問にあるような、補助人と被補助人が共同相続人である場合の遺産分割や、補助人の債務を担保するために被補助人の不動産に抵当権を設定することは、補助人と被補助人の利益が相反する行為になりますから、臨時補助人が必要です。

もっとも、臨時補助人は選任されればどのような内容の行為でもできるというわけではなく、被補助人の利益のために行動していただきます（例えば、遺産分割の場合は、被補助人の取得分が法定相続分を下回らないようにするなど。）。

手続としては、補助人（又は利害関係人）から裁判所に臨時補助人の選任を求める審判を申し立てていただくことになります。裁判所は、利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮して、被補助人と利益が相反せず、被補助人のため公正に代理権を行使できる方を臨時補助人として選任します。

Q45 補助人の報酬

補助人に報酬はないのでしょうか。

⇒**Q13**を参照してください。ただし、**Q13**中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q46 補助人の辞任

高齢や病気のため、補助人の仕事をすることが困難になった場合は、どうすればよいのでしょうか。

⇒**Q14**を参照してください。ただし、**Q14**中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q47 補助終了時等にしなければならないこと

被補助人が死亡したときは、どうすればよいでしょうか。

⇒**Q15**を参照してください。ただし、**Q15**中、「後見」とあるのを「補助」と読み替えてください。

Q48 後見等事務報告に懈怠又は問題があるとき

報告期限までに報告書の提出ができなかった場合や報告内容に問題がある可能性がある場合にはどうなりますか。

A 報告期限までに報告書の提出がない場合や報告内容に問題がある可能性がある場合には、弁護士・司法書士等の専門職で裁判所が相当と認めた人を調査人（家事事件手続法124条1項に規定する「適当な者」）に選任して、後見（保佐、補助）事務や財産状況の調査を命じたり、専門職を後見人等に追加選任したり、監督人に選任したりすることがあります。さらに、任務違反を理由に後見人等を解任されることがあります。

- 1 報告期限までに報告書の提出がない場合や報告内容に問題がある可能性がある場合には、裁判所は後見人等に「不正な行為」、「著しい不行跡」及び「その他後見の任務に適しない事由」がないか調査をします（「後見人の責任」についてはQ3を参照してください。）。その調査の方法として、まず、裁判所は、調査人を選任して調査を命じることができます。この調査人には、弁護士や司法書士等の専門職で裁判所が相当と認める人が選任され、調査事項に応じて、後見人等から事情聴取をした上、預金通帳の原本、現金出納帳、領収書等の必要書類の確認・受領等をして調査します。必要に応じて、被後見人等の状況確認がされる場合もあります。なお、調査人には被後見人等の財産から相当な報酬を与えることができるとされており、裁判所が調査人の職務の内容に応じて報酬を決めることとなります。
- 2 次に、弁護士や司法書士等の専門職で裁判所が相当と認める人を後見人等に追加選任したり、監督人に選任することができます（監督人選任については、「後見監督人を選任する手続についてのQ&A」を参照してください。）。
- 3 裁判所が選任した調査人、後見人等あるいは監督人の調査の結果、任務違反があると裁判所が判断した場合には、裁判所に来ていただき、事情を聴取した上で後見人等を解任されることとなります。裁判所で解任された後見人等は二度と後見人等になることはできません。

Q49 後見制度支援信託・後見制度支援預金について

後見制度支援信託とはどのような仕組みですか。また後見制度支援預金という仕組みもあると聞きましたが、どのような仕組みですか。

A 後見制度支援信託とは、後見制度による支援を受ける方の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭について、信託銀行等に信託する仕組みのことです。また、後見制度支援預金とは、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託することに代えて、信用金庫や信用組合に預け入れる仕組みのことです。後見制度支援信託や後見制度支援預金を利用すると、信託した財産や預け入れた財産を払い戻したり、信託契約や支援預金口座を解約したりするには、あらかじめ裁判所が発行する指示書が必要になります。

1 後見制度支援信託は、後見制度による支援を受ける方の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭について信託銀行等に信託する仕組みのことです。後見制度支援預金は、後見制度支援信託と同様に通常使用しない金銭について、信用組合や信用金庫に専用の口座（支援預金口座）を開設して預け入れる仕組みのことをいいます。信託財産や預け入れた預金は元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。後見制度支援信託や後見制度支援預金は被後見人の財産が適切に保護されるようにするための方法の一つであり、新しく法律で定められたものではありませんが、東京家庭裁判所では、被後見人の流動資産が500万円以上ある場合、後見制度支援信託や後見制度支援預金の利用検討対象としています。もっとも、利用を希望されない場合は、無理に後見制度支援信託や後見制度支援預金の利用に向けた手続を進めることはしません。なお、このような場合には、被後見人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断により、後見監督人が選任されることがあります。

2 信託契約を締結したり、支援預金口座を開設したりするに当たっては、弁護士・司法書士等の専門職がその知識や経験に基づいて、後見制度支援信託や後見制度支援預金の利用の適否の判断、利用する金融機関の選択、信託や預け入れをする財産やその財産の中から定期的に支払いを受ける金額の設定等をする必要がありますので、専門

職後見人が信託契約を締結したり支援預金口座を開設したりすることとしています。したがって、通常、信託契約の締結や支援預金口座の開設に関与した専門職後見人に対する報酬等が必要となり、いずれも被後見人の財産から支出することになります。専門職後見人に対する報酬は、裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容等いろいろな事情を考慮して決めます。なお、専門職後見人は、信託契約の締結や支援預金口座の開設をした後、関与の必要がなくなれば、後見人辞任許可の申立てを行うのが一般的です。

- 3 信託契約の締結や支援預金口座の開設をした後、被後見人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りないという事態が生じた場合、あるいは生じることが予想される場合には裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書を裏付け資料とともに提出してください。裁判所は、報告書の内容に問題ないと判断すれば指示書を発行しますので、それを信託や預け入れをしている金融機関に提出し、必要な金銭を金融機関から払い戻してください。また、被後見人の収支状況の変更により、信託や預け入れをしている財産から定期的に支払いを受けている金額を変更したい場合や、事情により信託契約や支援預金口座を解約する必要が生じた場合についても、裁判所に報告書を裏付け資料とともに提出して指示書の発行を受ける必要があります。なお、信託契約の締結や支援預金口座を開設した後、被後見人に臨時収入があったり、黒字分が貯まったりして、後見人が手元で管理する金銭が多額になった場合は、追加信託や追加預入をしていただくことがあります。



後見監督人を選任する手続についてのQ & A

Q 1 この度、私は後見開始の審判を申し立てましたが、裁判所から後見監督人も選任すると言われました。後見監督人とはどんなことをする人ですか。

A 後見監督人は、被後見人やその親族、後見人の請求によって、又は裁判所の職権により、裁判所が選任します。後見監督人は、必ず選任されるものではなく、事案により必要に応じて選任されます。また、後見開始後、追加的に選任されることもあります。

後見監督人の基本的な仕事は、後見人の事務を監督することです。

また、後見人が欠けた場合に、遅滞なく新たな後見人を選任する請求をすること、何か急迫な事情があった場合に、後見人に代わって必要な処分を行うこと、後見人と被後見人の利益が相反する行為について被後見人を代理することなども、後見監督人の仕事になります。

Q 2 裁判所が職権で後見監督人を選任するのは、一般的にどのようなときですか。

A 後見人に対する後見監督は裁判所が行いますが、必要に応じて、裁判所が選んだ後見監督人に後見人を監督させる場合もあります。

東京家庭裁判所においては、一般的に、次のような場合に、後見監督人を選任しています。

- (1) 被後見人の流動資産が1000万円以上あるが、後見制度支援信託、後見制度支援預金の利用がない場合
- (2) 親族間に意見の対立がある場合
- (3) 財産の額や種類が多い場合
- (4) 不動産の売買や生命保険金の受領など、申立ての動機となった課題が重要な法律行為である場合
- (5) 遺産分割協議など後見人と被後見人との間で利益相反する行為について後見監督人に被後見人の代理をしてもらう必要がある場合
- (6) 後見人と被後見人との間に高額な貸借や立替金があり、その清算について被後見人の利益を特に保護する必要がある場合
- (7) 従前、後見人と被後見人との関係が疎遠であった場合
- (8) 賃料収入など、年によっては大きな変動が予想される財産を保有するため、定期的な収入状況を確認する必要がある場合
- (9) 後見人等と被後見人との生活費等が十分に分離されていない場合
- (10) 申立時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから、今後の後見人としての適正な事務遂行に不安がある場合
- (11) 後見人候補者が自己または自己の親族のために被後見人の財産を利用（担保提供を含む。）し、又は利用する予定がある場合
- (12) 被後見人について、訴訟・調停・債務整理等、法的手続きを予定している場合
- (13) 被後見人の財産状況が不明確であり、その調査について専門職による助言を要する場合

* 上記(1)から(13)までに該当しない場合でも、後見監督人を選任する場合があります。

Q 3 後見監督人には誰が選ばれるのですか。

A 後見監督人には弁護士、司法書士など法律実務家や社会福祉士など福祉の専門家で、裁判所が適当と認めた方を選任しています。

Q 4 後見監督人が選任されると、何らかの費用が発生しますか。

A 後見監督人は、被後見人の利益の保護のために監督の事務を行うものですから、裁判所は、当該事務の受益者である被後見人の財産の中から相当の報酬を後見監督人に与えることができますし、後見監督事務遂行のための経費も被後見人の財産の中から支弁されることになります。これは、後見人に対する報酬付与と同じ考え方です。

報酬額については、後見監督人からの申立てにより、裁判所がその都度、判断します。

Q 5 後見監督人選任に対する不服申立てはできるのですか。

A 選任するかしないかは、裁判所の専決事項です。したがって、後見監督人の選任に対する不服申立てはできません。これは誰を後見人に選任するかということに対する不服申立てができないのと同じ考え方です。

Q 6 今後、まず、後見監督人に対して行わなければならないことは何ですか。

A 後見人の最初の仕事は、被後見人の財産目録と年間收支予定表を、後見監督人立会のもとに作成して裁判所に提出することです。後見監督人の立会なくして作成された財産目録は無効となります。

なお、後見人が財産の調査に着手する前にすでに被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負っている場合において、後見監督人が選任されているときは、後見人は、その財産の調査に着手する前に債権又は債務があることを申し出なければならないとされています。

Q 7 後見監督人の同意が必要な場合とは、どういう場合ですか。

A 営業や民法13条1項に定める行為については、後見監督人の同意がなければ、取消しの対象になります。しかし、被後見人に関する日常的かつ定期的な支出まで、その都度後見監督人の同意を取らなければならないとすれば、お互いに大きな負担となります。このような場合は、あらかじめ後見監督人と相談し、適正な定期報告と引き換えに追認を得たことにするなど、取り決めておいたほうがよいと思われます。一方、重要な法律行為については、書面による後見監督人の同意を得るようにしてください。居住用不動産処分許可の申立てについては、後見監督人の同意があることが前提条件となっています

す。

Q 8 保佐人あるいは補助人にも後見監督人のような人が選任されることがあるのですか。

A 財産管理の代理権が付与されている保佐人・補助人について本人の流動資産が1000万円以上ある場合など裁判所が必要と認めたときは、保佐人には保佐監督人、補助人には補助監督人が選任されることがあります。その職務は後見監督人に準ずるものです。

Q 9 後見監督人は、いつまで関与することになるのですか。

A 裁判所は必要と判断して後見監督人を選任していますが、事案によっては課題が解決するなどしてその必要性が消滅したということで、後見監督人から辞任の許可の申立てがされることもあります。そうした場合、裁判所は、当初の必要性が消滅したかどうか、またそれ以外の必要性が生じていないかを確認して、辞任を許可するかどうか判断します。許可された場合は、後見監督人の関与は終了します。

連絡先一覧

名称	所在地・電話番号等
東京家庭裁判所 後見センター	<p>〒100-8956 東京都千代田区霞が関1-1-2 (中央合同庁舎6号館C棟)</p> <p>※裁判所から届いている書類に記載された番号におかけください。 TEL 03-3502-5025, 5043, 5120, 5126, 5260, 5347, 5359, 5369, 5374, 5375 fax 03-3591-3964 ウェブサイト(東京家庭裁判所後見サイト)： http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html</p>
東京家庭裁判所 立川支部後見係	<p>〒190-8589 東京都立川市緑町10-4 TEL 042-845-0071, 0323, 0326, 0402 fax 042-845-0327</p> <p>ウェブサイト：東京家庭裁判所後見センターと共通</p>
東京法務局 後見登録課	<p>〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 4階 TEL 03-5213-1360</p> <p>ウェブサイト(東京法務局)： http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/table/shikyokutou/all/hokyokutouki.html</p>

成年後見制度推進機関に ご相談ください

成年後見制度とはどのような制度ですか？

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方々の権利を守る援助者（「成年後見人等」）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。



成年後見制度推進機関はどんなことをしているのですか？



都内各区市では、身近な地域で成年後見制度に関する相談等を受けられるよう、成年後見制度推進機関を設置しています。成年後見制度推進機関では、制度や手続きに関する相談をはじめ、親族等の成年後見人等に対する相談や学習会、情報交換の場の提供、地域関係者のネットワークづくり等を行っています。

また、法人後見の受任、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援を行っているところもあります。

ご相談は無料です



成年後見制度について
知りたい

申立ての手続き方法が
わからない

成年後見人になってくれる
人を探している

家庭裁判所への報告書の
作り方を知りたい

社会貢献型後見人（市民後見人）
になりたい

【参考】成年後見制度の支援内容（例）

日常生活に関すること	年金の受領 預金通帳や銀行印の保管 介護保険サービスの利用契約 病院入院契約
療養・看護に関すること	医療や住居の確保 施設への入退所契約 施設での生活の見守り
重要な財産に関すること	不動産の処分 遺産分割 消費者被害の取り消し

* この他に、区市町村では、身近に頼れる親族がない方等のために区市町村長が申立てを行ったり、申立経費や後見報酬が支払えない方のための助成などを行っているところもあります。

成年後見制度の利用に関するご相談は、お住まいの区市の成年後見制度推進機関でお受けします。（連絡先は裏面参照）

成年後見制度利用に関するご相談先一覧

区市名	実施主体	成年後見制度推進機関名	所在地	電話番号
千代田区	社会福祉協議会	ちよだ成年後見センター	千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階	03-6265-6521
中央区	社会福祉協議会	成年後見支援センター「すてっぷ中央」	中央区八丁堀4-1-5	03-3206-0567
港区	社会福祉協議会	成年後見利用支援センター「サポートみなど」	港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階	03-6230-0282
新宿区	社会福祉協議会	新宿区成年後見センター	新宿区高田馬場1-17-20	03-5273-4522
文京区	社会福祉協議会	権利擁護センター「あんしんサポート文京」	文京区本郷4-15-14 文京区民センター4階	03-3812-3156
台東区	社会福祉協議会	権利擁護センター「あんしん台東」	台東区下谷1-2-11	03-5828-7507
墨田区	社会福祉協議会	すみだ福祉サービス権利擁護センター	墨田区東向島2-17-14 すみだボランティアセンター内	03-5655-2940
江東区	社会福祉協議会	権利擁護センター「あんしん江東」	江東区東陽6-2-17 高齢者総合福祉センター2階	03-3647-1710
品川区	社会福祉協議会	品川成年後見センター	品川区大井1-14-1 大井一丁目共同ビル2階	03-5718-7174
目黒区	社会福祉協議会	権利擁護センター「めぐろ」	目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館1階	03-5768-3964
大田区	社会福祉協議会	おおた成年後見センター	大田区西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター5階	03-3736-2022
世田谷区	社会福祉協議会	成年後見センター「えみい」	世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟3階	03-6411-3950
渋谷区	社会福祉協議会	渋谷区成年後見支援センター	渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所5階	03-5457-0099
中野区	社会福祉協議会	中野区成年後見支援センター	中野区中野5-68-7 スマイルなかの4階	03-5380-0134
杉並区	公益社団法人	杉並区成年後見センター	杉並区天沼3-19-16 ウエルファーム杉並3階	03-5397-1551
豊島区	社会福祉協議会	福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」	豊島区東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎4階	03-3981-2940
北区	社会福祉協議会	権利擁護センター「あんしん北」	北区岸町1-6-17	03-3908-7280
荒川区	社会福祉協議会	成年後見センター・あんしんサポートあらかわ	荒川区南千住1-13-20	03-3802-3396
板橋区	社会福祉協議会	権利擁護いたばしサポートセンター	板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター1階	03-5943-7070
練馬区	社会福祉協議会	権利擁護センターほっとサポートねりま	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階	03-5912-4022
足立区	社会福祉協議会	権利擁護センターあだち	足立区千住仲町19-3	03-5813-3551
葛飾区	社会福祉協議会	葛飾区成年後見センター	葛飾区堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階	03-5672-2833
江戸川区	社会福祉協議会	江戸川区安心生活センター	江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス内	03-3653-6275
八王子市	社会福祉協議会	成年後見・あんしんサポートセンター八王子	八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所内	042-620-7365
立川市	社会福祉協議会	地域あんしんセンターたちかわ	立川市富士見町2-36-47 立川市総合福祉センター内	042-529-8319
武蔵野市	公益財団法人	武蔵野市福祉公社	武蔵野市吉祥寺北町1-9-1	0422-23-1165
三鷹市	社会福祉協議会	権利擁護センターみたか	三鷹市新川6-37-1 元気創造プラザ3階福祉センター内	0422-46-1203
青梅市	社会福祉協議会	成年後見・権利擁護センターおうめ	青梅市東青梅1-177-3 福祉センター内2階	0428-23-7868
府中市	社会福祉協議会	権利擁護センターふちゅう	府中市府中町1-30 ふれあい会館内	042-360-3900
昭島市	社会福祉協議会	地域福祉・後見支援センターあきしま	昭島市昭和町4-7-1 あいぽっく2階	042-544-0388
町田市	社会福祉協議会	福祉サポートまちだ	町田市原町4-9-8 町田市民フォーラム4階	042-720-9461
小金井市	社会福祉協議会	権利擁護センターふくしネットこがねい	小金井市本町5-36-17	042-386-0121
小平市	社会福祉協議会	権利擁護センターこだいら	小平市学園東町1-19-13 福祉会館2階	042-342-8780
東村山市	社会福祉協議会	東村山市成年後見制度推進機関	東村山市野口町1-25-15	042-394-7767
国分寺市	社会福祉協議会	権利擁護センターこくぶんじ	国分寺市日吉町3-29-24	042-580-0570
国立市	社会福祉協議会	くにたち権利擁護センター	国立市富士見台2-38-5 くにたち福祉会館内	042-575-3222
福生市	社会福祉協議会	成年後見センター福生	福生市南田園2-13-1 福生市福祉センター内	042-552-5027
東大和市	社会福祉協議会	あんしん東大和(成年後見制度推進機関)	東大和市中央3-912-3 東大和市社会福祉協議会内	042-590-0018
清瀬市	社会福祉協議会	きよせ権利擁護センターあいねっと	清瀬市下清戸1-212-4 清瀬市ミニティプラザ2階	042-495-5573
東久留米市	社会福祉協議会	東久留米市成年後見制度推進機関	東久留米市滝山4-3-14 わくわく健康プラザ2階	042-479-0294
武蔵村山市	社会福祉協議会	武蔵村山市成年後見制度推進機関	武蔵村山市学園4-5-1 武蔵村山市民総合センター2階	042-566-0061
羽村市	社会福祉協議会	羽村市成年後見制度利用支援機関	羽村市栄町2-18-1 羽村市福祉センター内	042-554-0304
あきる野市	社会福祉協議会	生活支援課相談支援係	あきる野市平沢175-4 秋川ふれあいセンター内	042-533-3548
西東京市	社会福祉協議会	権利擁護センターあんしん西東京	西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター内	042-497-5239

一般社団法人多摩南部成年後見センターの構成5市にお住まいの方は以下の各窓口に直接ご相談ください。

調布市	調布市	福祉健康部 福祉総務課 地域福祉係	調布市小島町2-35-1	042-481-7323
日野市	日野市	健康福祉部福祉政策課・高齢福祉課・障害福祉課	日野市神明1-12-1	042-585-1111
狛江市	社会福祉協議会	あんしん狛江	狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内	03-3488-5603
多摩市	社会福祉協議会	権利擁護センター	多摩市南野3-15-1 二幸産業・NSP健幸福祉プラザ7階	042-373-5677
稲城市	社会福祉協議会	稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ	稲城市百村7番地 稲城市福祉センター2階	042-378-5459

※推進機関が設置されていない市町村にお住まいの方は、市町村の福祉サービス利用相談窓口までお問い合わせください。
東京都福祉保健局ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/kouken/torikumi.html>